

が病気であり診療できないなどの事態を想定したものであり、患者に支払能力がないことは診療を拒否する事由とはならない。

とりわけ、生命に直結するような緊急かつ重篤な疾病・負傷の場合には、緊急の治療の必要性が高く、多額の費用を要する場合も多いことから、患者が医療費を支払えない事例が生ずるおそれがある。

- この場合には、一定の回収努力を行っても回収できていない未収金であって一定の規模を超えるものについては、医療機関への過重な負担となるものと考えられ、これによって、もし、医業経営に支障が出ることとなれば、地域医療、とりわけ救急医療の円滑な運営にも悪影響が生ずることとなりかねない。
- 外国人の滞在状況等については、かなりの地域差がみられ、問題状況も異なっている。地域によっては多くの外国人が居住し、あるいは地域の事業所で雇用されているところもある。この問題については、現に一部の地方公共団体において、地域の実情に応じた取組みが行われているが、こうした取組みを行うことも一つの方法である。
- また、救急医療制度の円滑な運営を確保する観点から、国としても何らかの対応措置を検討する必要がある。
- この場合には、地域の実情に配慮して、地方における取組みを国が支援するという考え方を基本とするとともに、制度の濫用や不法滞在の定着の防止等を図る観点から、その範囲は緊急に必要とされる医療に止め、不法滞在外国人であることが判明した場合には、病状安定後は入国管理当局の適切な措置に委ねることのできる仕組みとしていく等の観点を踏まえて検討を行う必要がある。
- また、身元の引き受けや医療費の支払い・立て替え、円滑な帰国等については、雇用主に対しても、その責任に応じた協力を求めることが必要である。
なお、これに関連して、雇用主の協力を求める一つの方法として、「基金」のようなものを設置する考え方もあり得る。
しかしながら、いかなる雇用主が資金を拠出するのか、産業界全体としての合意形成ができるか、医療費が補填されることになれば不法滞在を助長するおそれがある等の問題点があり、これらの問題点を踏まえながら、今後、必要に応じて検討されるべきである。

5 関係各方面への要請

- 外国人に係る医療の問題を考えるに当たっては、入国管理政策、労働政策、企業側の受入姿勢など、各種の施策や関係者の協力によって、総合的な対応を推進

していくことが必要である。

このため、関係各方面に対し、以下のような要請を行うこととしたい。

- ・ 不法滞在問題は、基本的には入国管理政策の厳正な方針・措置により、水際での入国の防止、あるいは取締まりの強化による不法滞在者の定着化の防止を徹底することにより対処する必要があり、今後とも入国管理施策の一層の充実・強化に努めること。

また、地方公共団体や医療機関などの関係者から、不法滞在外国人に関する通報があった場合には、速やかに適切な措置が行われるよう配慮すること。

- ・ 雇用主に対して不法就労はさせないという自覚を促すため、啓発・普及活動を一層推進すること。
- ・ 不法滞在外国人に関連して、不当な利益を上げている仲介業者や雇用主に対する行政指導や取締りの徹底を図ること。
- ・ 「外国人技能実習制度」の受入体制の充実・強化を図ること。
- ・ 留学生等については、引き続き、例えば、大学等への入学時におけるオリエンテーション等を通じて、我が国の医療保険制度についての情報提供や加入勧奨等を推進すること。
また、(財)日本国際教育協会の医療費補助制度のより一層の活用を図ること。
- ・ 我が国に滞在する外国人が保護を要する状態にある場合や、不法滞在外国人が帰国する場合には、在日外国公館においても適切な対応を行うこと。

外国人に係る医療に関する懇談会報告書の概要

1 我が国の外国人の受入れの考え方

- 外国人労働者の受入れについては、政府、経済団体、労働団体において、専門的技術、技能、知識等を有する外国人は可能な限り受け入れる一方、いわゆる単純労働者の受入れは様々な問題があり十分慎重に対応する、との基本的考え方が示されているが、それは現時点においても妥当である。
- 不法滞在問題については、入国管理政策における厳正な方針・措置により、水際での入国の阻止、あるいは取締りの強化による不法滞在者の定着化の防止を一層徹底することが必要である。

2 外国人に係る医療の現状と対応の方向

(1) 基本的な考え方

- 我が国の社会保障制度は基本的には内外人平等の原則に立って適用されることとなっているが、外国人が不都合を感じることなく医療を受けられるよう、十分な情報提供や利用しやすさに配慮した運用を行うことが必要である。
- 不法滞在外国人への対応については、入国管理政策との整合性に留意する必要があり、不法滞在を前提とし、これを容認するような形で、新たに制度的な対応を行なうことは論理的な矛盾を拡大するだけでなく不法滞在を助長するおそれもあり不適当である。
- 一方、現実問題として約30万人という不法滞在外国人が存在し、医療費の未払い問題も生じているが、不法就労による収入が母国への送金等に使われているなどの実態もあり、このような実態も考慮する必要がある。
- また、不法滞在外国人の雇用主の責任を追及していくことも必要である。
- 以上を総合的に勘案すれば、国、地方公共団体、雇用主、医療機関など関係する多くの者がそれぞれの役割に応じて関わりの程度を広げることにより、問題点をできるだけ縮小していくことが現実的な対応である。
- その際、税や保険料を負担することなく医療サービスを享受するという問題や医療目的の入国を生じないようにする必要である。

(2) 外国人にも利用しやすい保健医療制度

- 言葉の問題、知識や情報の不足など、外国人が医療を受けるに当たっての様々な困難や摩擦を取り除くため、地域の実情に応じて、各種施策の推進や医療機関の取組みが必要である。

(3) 医療保険制度

- 本来、医療保険制度が適用されるべき外国人が適用から漏れている事例があるほか、自ら加入しようとしている者もみられるが、医療保険制度についての十分な情報提供を図ることにより、加入を促進することが必要である。
- 健康保険制度は、雇用関係に着目した職域における保険制度であり、常時雇用されている外国人については、事業主による届出によって、健康保険制度の適用を行う取扱いしていくことが適当である。
- 国民健康保険制度については、適法に滞在している外国人が在留期間の更新により、結果的に1年以上我が国に滞在する場合には国民健康保険制度への加入を検討する。また、日本人と結婚したことなどを理由として退去強制手続の過程において我が国への在留を希望している者であって、我が国に一定期間居所を有することについて合理的な理由がある場合などについては国民健康保険制度の適用が考えられるかどうか、制度上の検討が必要である。

(4) その他の諸制度における対応

- 生活保護制度については、個人の自助努力を前提とする制度の趣旨、医療保険制度や民間医療保険への加入意欲の減退等を総合的に勘案すれば、不法滯在外国人や短期滞在者等について生活保護制度を準用することは不適当である。
- 社会福祉法人等が行う無料低額診療事業については、外国人に対しても無料又は低額な料金で診療や健康相談等が行われ、その際に外国人向けの手引きの活用等の語学上の対応が行われているところであるが、今後ともこれらの対応の幅を積極的に拡大することを期待する。
- 居所不明等の事例であって身元引受人がいないような場合には、地方公共団体において、行旅病人及行旅死亡人取扱法を活用することも一つの方法である。
- 経済的理由等により入院助産を受けることができない場合に、助産施設において対応が可能な旨を福祉事務所等に周知徹底するなど、円滑な受入れができる工夫を行うことが必要である。

(5) 関係者の協力

- 在日外国公館に対し、外国人の保護や帰国に関してその役割が十分果たされるよう要請していくことが必要である。
- 身元引受けや帰国手続等に関し、雇用主等の責任に応じた協力を求めていくべきである。
- 民間ボランティア団体は外国人に対し多種多様な援助活動を行っており、今後ともその特性を生かしつつ、一定の役割を担っていくことを期待する。

3 不法滞在者の医療費未払問題

- 医療機関の未収金は、基本的には債務不履行の問題であり、医療機関が可能な限り債権回収努力を行うことが基本である。したがって、医療機関の未収金について国民の税金をもって単純に肩代りすることについては、必ずしも国民の理解が得られるものとは思われない。
- 一方、医療機関は、医療費の支払い能力がないからといって診療を拒否することはできず、とりわけ生命に直結するような緊急かつ重篤な疾病・負傷の場合には、多額の費用を要する場合も多いことから、医療費を支払えない事例が生ずるおそれがある。このため、救急医療制度の円滑な運営を確保する観点から、国としても何らかの対応措置を検討することが必要となる。
- この場合には、地域の実情に配慮して、地方の取組みを国が支援するという考え方を基本とするとともに、その範囲は緊急に必要とされる医療に止め、不法滞在であることが判明した場合には、病状安定後は入国管理当局の適切な措置に委ねることのできる仕組みとしていく等の観点を踏まえて検討を行うことが必要である。

4 その他

- 各種の施策や関係者の協力によって総合的な対応を推進するため、関係各方面に対し協力を要請する。